

闘う者の法知識シリーズ

逮捕編

発行 東京都港区西新橋二一八一六 淡野ビル

救援連絡センター 電話(03)一三〇一・一三〇二

はじめに

救援連絡センターは、闘うすべての人のための救援組織です。あなたの友人、あなたの家族が、逮捕されたり警察の呼び出しをうけたり、不当な弾圧をうけたとき、救援連絡センターを役に立て下さい。

このビラは、きょうのデモで、万が一、あなたが逮捕されたときに、必要な法律知識と心構えを記したものです。

一、基本的立場・黙秘権

憲法38条 何人も自己に不利益な供述を強要されない

逮捕されたら何よりも冷静になること。取調べに対しても卑屈になるな。取調べの前で、強がりを示すこともない。

あなたを守る武器は、あなたの冷静さと、つぎの二つの権利を行使することである。

①弁護士の選任権（憲法34条）

②黙秘権（憲法38条）

この両者は貰くことは、憲法で保障された全く合法の開いである。

黙秘権とは、①いつさいの取調べ官（刑事・検事・判事）にたいして、事実関係と人定事項（氏名・住所・年令）についての供述を拒否する権利である。黙つてもよいし「黙秘します」といってもよい。

②他人の調書や現場の写真を見せつけられても、いや、すべてが知られてしまっていても、黙秘する。自己の供述をつけ加えてはならない。

③雑談に応ずることも、取調べへの協力にならぬ。雑談は、方言、話し方、闘争経験の深さ等さまざまの材料を提供し、また供述のきっかけを与えることである。

④たとえどんなことがあっても、仲間の名前を認知したり挙げたりすることだけはするな。後日、友人の敵側証人として法廷に引き出されることは勿論、警察は、君を終生のスパイとして使用しようと、釈放後もしつようにつきまとうだろう。

二、弁護士の選任

逮捕の当日中に簡単な取調べがあり、「弁解録書」がとられる。この場合、一切の弁解などせず

黙秘し、弁護士の選任を次のように正確に、必ず要求すること、

「救援連絡センター 電話59741・1301（獄入り意味多い）の齊藤浩二または救援連絡センターの指定する弁護士を選任する。私の目の前で、連絡するように」と。全国どこからでも可能

刑事訴訟法二〇三条・二〇四条は「何人といえどできない」と、いやがらせを言うが、憲法三四条

も弁護士を選任する権利を保障している。従つて、警察は救援連絡センターに必ず連絡しなければならない義務がある。

「なにもしていないから」とか「悪いことをしていないから」「間もなく出られるだろうから」といわれる」、「弁護士選任など誰がしてやるものか」とかの刑事の恫喝に屈することなく、差入れがあ

るまで正確に要求しつづけること。

弁護士選任は、逮捕された者と外の救援活動をむすぶ唯一のバイパスだから、ねばり強く正確に行なう。他の留置場や拘置所へ移監された場合も、弁護士への連絡を確実に要求すること。

三、勾留期間

逮捕されて四十八時間は、警察の判断で留置で示すことがあります。この間に警察は、釈放か、送検か（検察庁へ送致）をきめ、検事は二十四時間以内に、釈放するか勾留の請求をする（裁判官に對して）かをきめる。

勾留請求があると、裁判官（判事）は、被疑者にたいし勾留尋問を行なう。東京の場合被疑者は東京地裁に連れて行かれるが、地方では、判事が署に赴くばあいが多い。勾留尋問によつて判事は、釈放か十日以内の勾留延長をきめる。十日間の取調べのあと、検事はもう一度十日以内の勾留請求を行なうことが認められている。（騒乱罪・内乱罪容疑のときに限つて、あと五日間の勾留延長が認められている）

このように最も長く二十三日間に、あなたが起訴されるか譲渡されるかがきめられる。最近では、司法権は、警察に追随し、やたらに最长期勾留を認めている。

そればかりではない。若年者に對しては、少年法を悪用し、完全黙秘する者をわざと少年扱いにして、少年鑑別所送りにし、ここでさらに最長四週間の勾留（譲渡）されるかがきめられる。これは、司法権は、少年や、年位、どんと来い」と構えて欲しいし、少年や、年より若く見える美青年（美婦人）は、五十一日をくらいくとも覚悟して欲しい。

四、取調べ

逮捕直後、よりの警察署で、あなたを逮捕した警官とともに写真をとられる。このときその警官が、自分の所属・氏名・逮捕状況を係官に供述する。このときから、あなたの黙秘権行使は始まる。ここで身体検査をうけ、着衣とチリ紙を除いて持物一切を上げられる。そのあと特定の警察署へ留置される。

逮捕の当日中に「弁解録書」をとられる。これは調書でないから黙秘なんて困苦しく考えるななどというが、これも立派な調書である。

る。弁護士の選任を要求し、あとは、断乎として黙秘する。

送検されたあとは、検事も取調べに加わる。検事の中には「新左翼に理解がある」みたいなことを云うのもいるがダメなだけだ。

逆に、三里塚闘争で現れたように、「黙秘している」と弁護士もつけないぞ。お前一人位闇から闇に葬られるんだ。」「黙秘していれば放火罪で起訴してやる。五年以上最高死刑だぞ」

「お前の組織は潰滅した。弁護士も来ないし、差し入れだってないじやないか」（じつは弁護士接見・差入れを徹底的に妨害し、連れさせている）

「だれそれが、お前がやったといつていい。黙秘していればバカを見るのはお前だけだ。」

といった脅しが日常的に行なわれる。しかし、あなたは、外の闘いに信頼し、外の救援活動家、救対に信頼し、自分は「弁護士選任」をねばり強く（差入れのあるまで）要求し、「黙秘の闘い」に心を集中しよう。

黙秘は、憲法に保障された合法の斗いである。「憲法ナンセンス」などといつておななが、憲法が保障する闘いすらできないなんてナンセンスだ。

ある意味で黙秘を押し通すことは一番やさしい。ウソの供述は、とめどないツジツマアワセを要求し、ペテン刑事の前では必ず破綻する。テコでも取調べに応じないことを相手にわからせることが。喋り出した人間には、日夜を分かたぬ追及が待つている。

五、万が一、調書をとられても

術策にかかると、一部分でも供述してしまつても、その時点で黙秘をしなければならない。やけっぱちや「どうせ、これまでしゃべったんじゃねエーか」という脅しに乗つてはいけない。何回でも態勢を立て直し、次のことを行なうこと。

① 調書（弁解・録取書と供述書）は自分で読んで訂正させる。

② 一問一答式で書かせる。

③ 署名・捺印を拒否すること。

六、弁護士の接見に期待するな

現在の私たちの立場を了解して活動している弁護士の数は圧倒的に少い。23日間弁護士に会えないことも覚悟しなければならない。あつたとしても、一回だけ（東京なら72時間後の裁判所での勾留尋問のとき）と考えて欲しい。弁護士が来ないから「孤立してしまった」「見守られた」などと考へて控けてはいけない。あなたが選任した弁護士が、何の役にも立つてないと考えたら大間違いである。かれの委任して

『救援ノート』 一〇〇円
■編集・安保を闘う婦人連絡センター
■発行・救援連絡センター
家族の心得のため、
デモの出発の前に、机の上に、

よって、統一救対が全力を擧げて活動を始め、他方、地域救援会、大学救対などによる「差し入れ」活動が始まっているのだ。

救援連絡センター・地域救援会では、あなた達の職業、党派の有無、所属の一切にこだわらず、差し入れを行っている。

現在の斗いと弾圧の状況下では、殆んどの場合接見禁止となるから、弁護士以外の接見はできないと思った方がよい。

七、起訴されたら

起訴後の取調べは不当である。権力は余罪追及と称して行なおうとするだろうが、起訴後の取調べは、法的強制力は全くなく、応じるか否かは任意であり拒否し絶対に、房から出ない斗いを行なうこと。権力は最近、この種の取調べ、雑談を執拗に行ない、追起訴、再逮捕をしようとしている。

一時のスキも、気のゆるみもみせず獄中闘争を開いたぬこう。（センター気付で可）

八、釈放されたら

その足でセントーに電話して下さい。あなたの報告は、なお獄中にある仲間の斗いのために必要です。差入れされた衣類を洗濯して担当救援会に戻すことも心がけて下さい。

少年の場合は、少年のばあいも、勾留尋問のさいの弁護士接見で特定の指示のないかぎり、年令も黙秘する。弁護士接見の前に、家裁に送られてしまふと、救援側との連絡が断たれる。

年令を明かしたばあい、または、警察側が少年と判定したばあい、家庭裁判所に送られ、仮審判をうける。ここで一時帰宅か、観護措置（鑑別所送り）かがきまる。

観護措置の期間は、二週間または四週間である。ここでの調査は拒否することができる。弁護士からの指示のないかぎり黙秘を原則とする。

期限後、家裁において保護者・弁護人立ち会いのもとで本審判があり、処分が決定される。処分は、検察官送致（逆送）か帰宅かに大別される。後者は又三つ位に分かれているので注意（「救援ノート」参照）。

逆送のはあいは、再び警察に留置（最高十日間）され、成人のばあいと同じ扱いをうける。

救 援
●毎月十日発行
●年額五〇〇円以上カンパ
救援連絡センター機関紙

■編集・安保を闘う婦人連絡センター
■発行・救援連絡センター
家族の心得のため、
デモの出発の前に、机の上に、